

## 国民健康保険税の軽減

国民健康保険税は、加入者の前年中の所得等に応じて計算して課税されますが、前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合には、国民健康保険税の被保険者均等割額・世帯別平等割額を減額し、負担を軽くする制度があります。

### 世帯の軽減所得判定表

基準となる所得金額（擬制世帯主を含む世帯主と国保被保険者の所得の合計）		
区分	平成19年度まで	平成20年度から
2割軽減	33万円＋（35万円×被保険者数）以下	33万円＋（35万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数）以下
5割軽減	33万円＋（24万5千円×世帯主以外の被保険者数）以下	33万円＋（24万5千円×世帯主以外の被保険者数と特定同一世帯所属者数）以下
7割軽減	33万円以下	33万円以下

平成20年度からは「2割軽減」も「5割軽減」・「7割軽減」と同様に自動的に適用されるようになりましたので、申請の必要はありません。

※擬制世帯主 国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国保に加入していない場合であっても、国保税の納税義務者は世帯主となります。このような世帯を擬制世帯といい、世帯主を擬制世帯主といいます。

### ○平成20年度の軽減判定

国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行したことにより、世帯の国保被保険者が減少しても、5年間は**特定同一世帯所属者**の所得と人数も含めて軽減判定を行います。

この軽減は、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の**被保険者均等割額**と**世帯別平等割額**について適用されます。

## 社会保険等加入の夫婦で後期高齢者医療保険と国民健康保険に加入される場合

○社会保険等の被保険者本人が75歳になり、後期高齢者医療保険に移行して、それまでその方に扶養されていた65歳以上の方（**旧被扶養者**）が国民健康保険に加入する場合は、国民健康保険税が課税されるようになりますが、申請された場合は2年間の減免措置があります。

- ①「**被保険者均等割額**」を半額に減免します。  
（2割軽減の場合は平等割額の半額まで減免します。5割軽減・7割軽減の場合を除きます。）
- ②「**所得割額**」を全額減免します。
- ③国保加入者が**旧被扶養者**のみの世帯については「**世帯別平等割額**」を半額に減免します。  
（2割軽減の場合は平等割額の半額まで減免します。5割軽減・7割軽減の場合を除きます。）

**国民健康保険へ加入する場合は、市役所への届出が必要です。お届けの際には印鑑（みとめ）と社会保険の喪失証明書を持参してください。**

## 国民健康保険税の納税通知書等について

- 普通徴収（納付書で納入）の世帯へは6月中旬に納税通知書を郵送します。金融機関で納期までに納入ください。
  - 普通徴収（口座振替）の世帯へは6月中旬に決定通知書を郵送します。（毎月25日に口座振替します）
  - 特別徴収（年金天引き）の世帯へは、6月中旬に決定通知書を郵送します。
- ※特別徴収の対象者は、下記の①～③の条件をすべて満たす国保世帯主です。

- ①国保世帯主の介護保険料を引かれている年金の受給額が**年18万円以上**
- ②国保世帯主の介護保険料と国保税の合計額が**上記年金額の2分の1以下**
- ③世帯の国保加入者全員が65歳以上から75歳未満

現在、特別徴収で仮徴収（4月・6月・8月）されている方については、平成20年度の保険税の決定額から仮徴収額を差し引いた金額を10月・12月・2月の年金から天引きします。